

鳥取県告示第 576 号

平成16年鳥取県告示第20号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成19年7月6日から施行する。

平成 19 年 7 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）<u>第9条第1項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、<u>東部総合事務所及び若桜町役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）<u>第10条第1項</u>の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、<u>東部福祉保健局八頭支局及び若桜町福祉環境課</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>1 及び 2 略</p>